

# 令和5年第7回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和5年7月27日（木） 午後4時～午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和5年第7回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、  
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和5年第7回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	中田 久志	○	8	福井 伸一	○	15	奥村 明義	○
2	井口 栄市	○	9	田辺 善郎	○	16	北本 久一	○
3	東 穰	○	10	松平 裕喜	○	17	鮎岡 裕	○
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	新田 涼子	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	山口 範子	○	13	五坊 隆一	○			
7	二口 和忠	○	14	山川 叔枝	○			
							出席	19名
							欠席	名
							計	19名

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	山下 一	○	5	北山 新一	○	9	吉本 尚紀	○
2	高村 雅一	○	6	山村 哲夫	○			
3	山岸 良一	○	7	中村 義昭	○			
4	堀越 一彦	○	8	菊知 亮	○			
							出席	9名
							欠席	名
							計	9名

### 農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	朝日事務局長	3	相澤係長		
2	山口事務局次長				

計 3名

## 別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和5年第7回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、新田委員と、山口委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。  それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。  川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、令和5年第6回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和5年第6回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請1件については、6月29日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請4件については、番号2及び番号4は6月30日付けで、番号1及び番号3は7月14日付けで知事あてに送付し、7月21日付けで許可書が交付されております。</p> <p>非農地証明願1件については、6月29日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、7月3日付けで公告しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、6月29日付けで市長あて回答しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p>

	事務局、これについて説明願います。
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページ及び2ページです。</p> <p>今回、川北地区から1件、小坂地区から2件、浅川地区から1件、森本地区から1件、合計5件の申請がありました。</p> <p>番号1及び番号2は、いずれも経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号3は、親子間の世帯内贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>番号4は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。譲受人は、親戚所有の農地等で長年農業に従事してきた者です。</p> <p>番号5は、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>今回申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人及び借受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、5件で、面積は合計11,912㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可す

	<p>ることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページから5ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、潟津地区、川北地区及び浅川地区からそれぞれ1件、合計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は、農地の一部について、賃借権の設定を伴う資材置場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線北間駅から300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>なお、現地はすでに資材置場として転用されていたことから、始末書が提出されております。</p> <p>番号2は、所有権の移転を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線上諸江駅から300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>なお、現地はすでに既存住宅の敷地として転用されていたことから、始末書が提出されております。</p> <p>番号3は、所有権の移転を伴う町会墓地への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許</p>

	<p>可相当であると考えます。</p> <p>以上、3件で、面積は合計1,727.76㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、北山委員から調査結果をご報告願います。</p>
北山委員	<p>7月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は6ページです。</p> <p>今回、川北地区から1件の申請がありました。</p> <p>本事業計画は、鉄塔建替えに伴う工事作業用地及び資材置場として、令和4年7月14日付けで一時転用の許可を受けたもので、資材の搬入が遅れたため工期の延長が必要となり、転用期間の終期を令和5年8月31日から令和5年9月30日に変更するものです。</p>

	<p>当初の事業目的を達成するために工期の延長は必要かつ緊急性があること、また、変更後の事業計画の実施が確実であり、周辺農地への影響も少ないことから変更を認めることが相当であると考えます。</p> <p>以上、1件で、面積は合計4,044㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定については、原案のとおりに変更を認めることが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおりに変更を認めることが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページから9ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、森本地区及び二塚地区からそれぞれ1件、合計2件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が3年の再設定が1件、使用貸借による権利を設定する、契約期間が4か月の新規設定が1件で、面積は合計33,044.00㎡です。</p>



	<p>いずれも、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願ひます。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は10ページです。</p> <p>本件は、金沢市から農用地利用集積等促進計画案の作成に当たり、転貸予定先について本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>借受人の変更に関して、安原地区で1件あり、面積は合計5,103㎡です。使用貸借による権利の設定後に権利移転するもので、転貸予定先及び残存期間は議案書に記載のとおりです。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>

川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は11ページから17ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が3件で、面積は合計1,113㎡、第5条が19件で、面積は合計6,587㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は18ページです。</p>

	届出件数は1件、解約理由は借受人の変更に伴うもので、面積は合計1,711 m <sup>2</sup> です。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は19ページから23ページです。 届出件数は6件で、面積は合計14,832.78 m <sup>2</sup> 、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 一時転用終了後の現地確認について、事務局から報告願います。
事務局	一時転用終了後の現地確認について、ご報告いたします。 議案書は24ページです。 二塚地区において、工事現場事務所及び駐車場用地として使用されていた農地について、一時転用が終了した旨の報告があり、現地確認を行ったものです。 7月18日、中村前委員に、農地として原状回復されていることを確認いただいています。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地

	<p>利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は25ページから39ページです。</p> <p>権利設定に関して、潟津地区で6件、小坂地区で4件、川北地区及び森本地区でそれぞれ2件あり、面積は合計175,759㎡です。賃借権を設定するものは9件で、契約期間が10年のものが2件、9年10か月のものが3件、9年11か月のものが4件です。使用貸借による権利を設定するものは5件で、契約期間が10年のものが1件、9年10か月及び9年11か月のものがそれぞれ2件です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針</p>

	<p>の改定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、1 ページから 3 ページです。</p> <p>本件は、農業委員及び推進委員の改選期の年ごとに検証・見直し、改定するものです。</p> <p>資料の左側が現行、右側が改定案となっています。</p> <p>改定の主な内容は、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積及び新規参入の促進における、目標面積等の各数値の更新です。</p> <p>「遊休農地の解消目標」については、毎年、遊休農地が増加傾向にあることや、遊休農地のうち黄区分については解消することが困難であることなどを踏まえ、令和 8 年 3 月の目標を「14.0 ha」とし、現在の遊休農地面積 14.3 ha から 0.3 ha 減少することを目指したいと考えます。</p> <p>このほかの、「担い手への農地利用集積目標」及び「新規参入の促進目標」について、現状の各数値の更新を行いました。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。農業委員会等に関する法律第 7 条第 2 項の規定により、指針を変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないことになっておりますので、まず、農地利用最適化推進委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。この件に関して、ご意見ございませんか。</p>
	(意見なし)
小林副会長	<p>特に意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 6 号は、原案のとおり決定い</p>

	<p>たします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>それでは最後に、7月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	<p>二口副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。</p>

